----- 令和元年10月1日から ----

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもの利用料(保育料)が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象となります。

▶食材料費(給食費)、行事参加費、通園送迎費などは、これまでどおり保護者の 負担になります。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する方

【対象者・利用料】

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する<u>3歳から5歳までの子ども</u>の利用料(保育料)が無償化されます。

- ■無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ■幼稚園と認定こども園の教育部分については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化の対象となります。

O歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料(保育料)が無償化されます。

※現行の潮来市多子軽減の制度を継続し、小学校3年生までの範囲に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子とカウントし、0歳から2歳の第2子は半額、第3子以降は無償となります。

預かり保育を利用する方

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

■「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

幼稚園や認定こども園の教育部分の利用に加え、1日450円まで(利用日数に応じて最大月額1万1,300円まで)の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設などを利用する方

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- ■保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- ■「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

3歳から5歳までの子どもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税 世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。

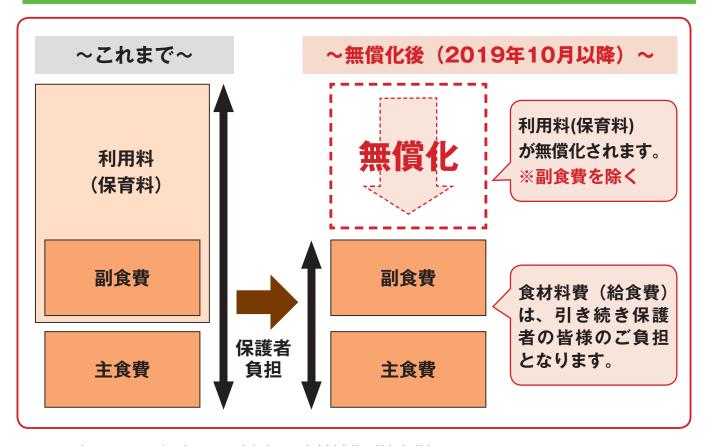
【対象となる施設・事業】

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も同様に無償化の対象となります。

■認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、 認可外の事業所内保育などを指します。

幼児教育・保育の無償化に伴う 食材料費(給食費)の取扱いについて

保育所や認定こども園の給食の材料にかかる費用(給食費)については、自宅で子 育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所や認定こども園を利用 する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担すること が原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります**。



- ■現在、2号認定(3~5歳児)の食材料費(給食費)は、
- ・主食(お米など)分については、直接、保育所や認定こども園にお支払い
- ・副食(おかずやおやつ)分については、利用料(保育料)の一部としてお支払いい ただいております。
- ■今般、幼児教育・保育は無償化されますが、食材料費(給食費)については引き続 き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。

今後は、主食分と副食分の食材料費(給食費)をまとめて、保育所や認定こども園 にお支払いいただくことになりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

(ただし、所得階層などによっては副食費が免除になる場合があります。)

- ■食材料費(給食費)の金額は、施設ごとに異なります。
- ※3号認定(0~2歳児)の方は、現在の取扱いから変更ありません。

【お問合せ】子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386